

外国人住民の方の登録できる印鑑・できない印鑑

例

【氏名】

李 海 (通称：前橋 太郎)

【氏名】

JOHN MAEBASI SMITH (通称：前橋 ジョン)

○ 登録できる印鑑

(例)

① 氏・名 (ファーストネーム・ラストネーム) を刻印したもの			
② 氏 (ラストネーム) のみを刻印したもの			
③ 名 (ファーストネーム) のみを刻印したもの			
④ 通称名を刻印したもの			
⑤ インisialとファーストネーム (名) からラストネーム (氏) を組み合わせて刻印したもの ※漢字名は不可			
⑥ ファーストネーム (名) からラストネーム (氏) のどちらかが全部あれば、その他はインisialで可。 ※漢字名は不可 また、ファーストネーム (名) からラストネーム (氏) のどちらかが全部が刻印されているもの。			

× 登録できない印鑑

(例)

① 氏または名の一部を組み合わせて刻印したもの (頭文字のみも不可)		
※ 前橋市印鑑登録及び証明に関する条例及び同施行規則に関する逐条解説及び運用について 第5条 (登録印鑑) 逐条解説より ○ 韓国、朝鮮、中国国籍 (漢字名) の場合、住基システムに記載されている本国名・通称名・漢字 (カタカナ) 併記名については日本人と同じ扱いとする。		
② 氏名と通称を組み合わせて刻印したもの		
③ 登録されていない文字を刻印したもの		
④ ラストネーム、ファーストネーム、ミドルネームすべてをインisialで刻印したもの		
⑤ ミドルネームだけを刻印したもの ※通称名のミドルネームも含む		